

報告統制に関する達（昭和 38 年陸上自衛隊達第 30-5 号）の全部を改正する。

昭和 40 年 3 月 10 日

陸上幕僚長 陸将 天野 良英

報告統制に関する達

改正 昭和 43 年 3 月 13 日達第 11-3-1 号	昭和 47 年 12 月 27 日達第 41-2-2 号
昭和 53 年 1 月 13 日達第 122-108 号	昭和 56 年 5 月 13 日達第 11-3-2 号
昭和 57 年 4 月 30 日達第 122-119 号	昭和 57 年 8 月 28 日達第 11-3-3 号
昭和 63 年 4 月 8 日達第 122-126 号	平成 10 年 3 月 25 日達第 122-141 号
平成 11 年 3 月 19 日達第 122-146 号	平成 13 年 3 月 26 日達第 122-164 号
平成 14 年 3 月 26 日達第 122-174 号	平成 18 年 7 月 26 日達第 122-211 号
平成 19 年 1 月 9 日達第 122-215 号	平成 19 年 3 月 27 日達第 122-217 号
平成 19 年 8 月 31 日達第 11-3-4 号	平成 20 年 3 月 31 日達第 122-226 号
平成 23 年 4 月 1 日達第 32-19 号	平成 25 年 3 月 29 日達第 11-3-5 号
平成 27 年 3 月 20 日達第 122-265 号	平成 30 年 3 月 26 日達第 122-289 号
令和 4 年 3 月 22 日達第 11-3-6 号	

（目的）

第 1 条 この達は、陸上自衛隊（自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）における報告業務を能率的に行うため、報告統制に必要な事項を定めることを目的とする。

（報告統制の実施）

第 2 条 部隊長等（陸上幕僚長、部隊及び機関の長、駐屯地司令、分屯地司令及び防衛省における会計機関の使用する公印等に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 70 号）に規定する会計機関をいう。以下同じ。）は、指揮監督する部隊長等の報告業務の全般を軽減するため、その提出を命ずる報告を真に必要なものに限定するとともに、報告を適時適切に取得し得るよう報告要求の統制を実施するものとする。

（報告統制の対象）

第 3 条 報告統制の対象は、文書又は電報に含まれる全ての報告要求（内容によっては提出、送付、携行の字句で表現されるもの及び電子計算機で処理するものを含む。）とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 特定秘密の文書又は電報に含まれる報告要求
- (2) 秘の文書又は電報に含まれる情報業務に関する情報及び情報資料報告要求
- (3) 「個人情報（注意）」又は「個人情報（部内限り）」を表示した文書又は電報による人事資料に関する報告要求
- (4) 留学報告、研修報告等個人に対する報告要求
- (5) 国会その他官庁の要求に基づき防衛大臣から命ぜられた特に緊急な報告要求
- (6) 別紙第 1 に示す法令及び規則に基づいて会計機関が行う報告要求

2 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 6 章に規定する行動（災害派遣、地震防災派遣及び原子力災害派遣を除く。）に関する報告要求の統制は、別に定めるところによる。

（報告統制の着眼）

第4条 部隊長等は、報告統制の実施に当っては次の各号に掲げる事項に着意するものとする。

- (1) 報告要求は計画等の作成、その実施状況の把握及び統計の整備等の目的に合致すること。
- (2) 重複した報告要求を防止すること。
- (3) 関連した報告要求は努めて統合すること。
- (4) 報告の作成及び処理に要する労力及び時間等を節減し得ること。
- (5) 報告要求は計画的であり、報告題名、要求先、系統、手段、様式、期日、頻度、部数、有効期間、配布区分が適正であること。

(報告統制の業務)

第5条 陸上幕僚監部監理部総務課長、陸上総隊司令部総務部総務課長、方面総監部総務部総務課長、師団司令部幕僚幹事、旅団司令部幕僚幹事並びに団本部、隷下に部隊等を有する学校、教育訓練研究本部及び補給統制本部にあってはその長の命ずる者（以下「報告統制担当者」という。）は、報告統制について次の各号に掲げる業務を行い部隊長等を補佐する。

- (1) 報告統制の手続に関すること。
 - (2) 報告要求の審査（再審査を含む。）に関すること。
 - (3) 報告統制記号の表示に関すること。
 - (4) 統制された報告要求の統合、改廃、継続等に関すること。
 - (5) 報告書様式の技術的指導
- 2 報告統制担当者を置く部隊長等は、報告統制登録簿を備え付けるものとする。

(報告統制記号の表示)

第6条 前条に規定する報告統制担当者を置く部隊長等は、報告の提出を命ずる場合には、当該文書又は電報に別紙第2により報告統制記号（報告統制を終了した証並びに提出された報告の分類、整理のために付する文字及び数字をいう。）を表示するものとする。

- 2 報告の提出を命ぜられた部隊長等が、報告を提出する場合には、当該報告に指定された報告統制記号を表示するものとする。

(報告要求の再審査)

第7条 部隊長等は、最初に報告要求を行う場合のほか、次の各号に掲げる目的を達成するため、年1回報告要求の妥当性に関して再審査を行うものとする。

- (1) 必要でなくなった報告を廃止する。
- (2) 状況の変化に応ずるように報告を改善する。
- (3) 報告の技術、手続、様式等を簡素能率化する。

附 則

この達は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年3月13日陸上自衛隊達第11-3-1号）

- 1 この達は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 陸上自衛隊の治安出動に関する達（陸上自衛隊達第61-3号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
- 3 陸上自衛官たる衛生科幹部の部外研修に関する達（陸上自衛隊達第111-1号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
- 4 陸上自衛隊車両の運行等に関する達（陸上自衛隊達第98-5号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (昭和 47 年 12 月 27 日陸上自衛隊達第 41-2-2 号抄)

- 1 この達は、昭和 48 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 53 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 122-108 号)

この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。

附 則 (昭和 56 年 5 月 13 日陸上自衛隊達第 11-3-2 号)

この達は、昭和 56 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 122-119 号)

- 1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則 (昭和 57 年 8 月 28 日陸上自衛隊達第 11-3-3 号)

この達は、昭和 57 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 4 月 8 日陸上自衛隊達第 122-126 号)

この達は、昭和 63 年 4 月 8 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122-141 号)

この達は、平成 10 年 3 月 26 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 19 日陸上自衛隊達第 122-146 号)

この達は、平成 11 年 3 月 29 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 26 日陸上自衛隊達第 122-164 号)

この達は、平成 13 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 26 日陸上自衛隊達第 122-174 号)

この達は、平成 14 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 7 月 26 日陸上自衛隊達第 122-211 号)

この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 122-215 号)

この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122-217 号)

この達は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 8 月 31 日陸上自衛隊達第 11-3-4 号)

この達は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日陸上自衛隊達第 122-226 号)

この達は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 4 月 1 日陸上自衛隊達第 32-19 号)

この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日陸上自衛隊達第 11-3-5 号)

この達は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 20 日陸上自衛隊達第 122-265 号)

この達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122-289 号)

この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 22 日陸上自衛隊達第 11-3-6 号)

この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

法令及び規則に基づいて会計機関が行う報告

報告名	根拠	
歳入決算（見込）純計額報告書	財政法（昭和 22 年法律第 34 号）	第 28 条
歳入決算見込額報告書	同	同
収納未済歳入額及びこれに対するその後の収納状況報告書	同	同
歳出決算（見込）純計額報告書	同	同
歳出決算純計額報告書	同	同
歳入決算報告書	同	第 37 条
	予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）	第 20 条
歳出決算報告書	同	同
国の債務に関する報告書	同	同
国庫債務計算書内訳	同	同
繰越計算書	財政法（昭和 22 年法律第 34 号）	第 43 条
	予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）	第 24 条
債権現在額通知書	債権管理事務取扱規則（昭和 31 年大蔵省令第 86 号）	第 40 条
徴収済額報告書	歳入徴収官事務規程（昭和 27 年大蔵省令第 141 号）	第 29 条
競争参加不適格者報告書	防衛省所管契約事務取扱細則（平成 18 年防衛庁訓令第 108 号）	第 62 条
現金亡失報告書	会計法（昭和 22 年法律第 35 号）	第 42 条
	会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）	第 27 条
	出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）	第 76 条
物品亡失損傷報告書	物品管理法（昭和 31 年法律第 113 号）	第 32 条
	会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）	第 27 条
債権管理計算書	計算証明規則（昭和 27 年会計検査院規則第 3 号）	第 2 章第 2 節
歳入徴収額計算書及び証拠書類	同	同第 3 節
支出計算書及び証拠書類	同	同第 6 節
入金現金出納計算書及び証拠書類	同	同第 8 節
前渡資金出納計算書及び証拠書類	同	同第 9 節
歳入歳出外現金出納計算書及び証拠書類	同	同第 10 節
債務負担額計算書及び証拠書類	同	同第 12 節
物品管理計算書及び検査書	同	同第 13 節

報告統制記号の表示要領

1 報告統制記号の表示

(1) 陸上幕僚監部における表示

ア 定時報告（定期に行う報告又は一定の要件が満たされた場合その都度行う報告をいう。以下同じ。）の報告統制記号……………（〇〇定第△△号）
（注：〇〇は陸上自衛隊文書管理規則（陸上自衛隊達第 32—19 号）（以下「文書管理規則」という。）第 21 条に規定する部課等の略号を、△△は一連番号を示す。以下同じ。）

イ 臨時報告（前ア以外に行う報告をいう。以下同じ。）の報告統制記号……………（〇〇臨第△△号）

(2) 部隊等（陸上幕僚監部を除く。）における表示

ア 定時報告……………（××〇〇定第△△号）

イ 臨時報告……………（××〇〇臨第△△号）

（注：××は、文書管理規則第 20 条に規定する部隊等の略号を示す。）

2 報告統制記号の表示位置

達・命令にあつては、報告要求を示す条又は項の末尾に、通達類にあつては件名の下部に表示する。ただし、同一の通達類に 2 個以上の報告統制記号が含まれるときは、件名の下部に一括して表示するほか報告要求を示す箇所にもそれぞれ表示する。電報は、発電番号の次行に表示する。